

# 長野県食と農業農村振興の県民条例策定の背景について

## 長野県の動き

**長野県長期構想 (平成7年)**

「交流」「共生」「創造」を基本理念とし、21世紀に向けた長期構想。

**長野県中期総合計画 (平成12年～16年度)**

長期構想を具現化する第2次計画

**長野県農業長期ビジョン (平成8年3月発表～平成22年目標)**

農業情勢の変化に的確に対応し、農業に希望と誇りを持ち、誰もが住みたくする農村づくりをめざす。

**【ビジョンの理念実現のための6つの体系】**

人づくり・組織づくり	生産基盤づくり
信州ブランドづくり	環境と共生する信州農業づくり
住みよい農村づくり	魅力あふれる郷づくり

《基本指標(抜粋)》

区分	基準年	H17実績	H22目標
総農家戸数	149,078戸	126,857戸	112,000戸
農業就業人口	217,333人	130,823人	137,000人
耕地面積	129,100ha	113,600ha	114,000ha
農業総合生産額	3,973億円	2,719億円	4,500億円

基準年：総農家戸数、農業就業人口は平成7年2月、耕地面積は平成6年8月、農業総合生産額は、平成6年産

**新たな県中期総合計画**

計画期間：平成20年～平成24年(目標)

策定期期：平成19年度秋頃に策定予定  
平成20年度から予算に反映

**新たな課題が発生**

食の安全 遊休農地の増加 食育  
国の政策転換 団塊の世代受入 など

**長野県農業生産努力目標 (平成13年策定)**

「長野県農業長期ビジョン」に即し策定  
目標年次は平成22年  
主要37品目の「生産量」「作付面積」の目標数値を提示

**食と農業農村振興の県民条例 (平成18年4月施行)**

条例の趣旨  
長野県の食と農業・農村の持続的な発展を図るための、基本理念を示した条例

条例で定められた事項  
計画・施策等を調査審議する「食と農業農村振興審議会」の設置  
理念を実現する施策を総合的に推進する「食と農業農村振興計画」の策定  
審議会には、地方事務所ごとに部会を設置する

**【食と農業農村振興計画策定のスケジュール】**

計画期間 平成20年度～24年度  
策定期期 平成19年夏頃  
平成20年度から予算に反映

## 農林水産省の動き

**食料・農業・農村基本法 (平成11年7月)**

我が国の「食料」「農業」「農村」の目指す姿を提示した法律

《基本理念》  
食料の安定供給の確保  
農業の多面的機能の十分な発揮  
農業の持続的な発展  
農村の振興

具体的な基本計画を5年ごとに変更

**食料・農業・農村基本計画 (平成12年3月)**

食料・農業・農村基本法に基づいた基本計画

《計画の内容》  
食料自給率の目標

	H9	H10	H22目標
加戸への総合食料自給率目標	41%	40%	45%

生産努力目標  
各品目の生産量、作付面積の平成22年の目標を明記

**新しい食料・農業・農村基本計画 (平成17年3月)**

《改正のポイント》  
食の安全 地産地消・健全な食生活  
品目別経営対策の見直し 担い手への施策の重点化  
環境保全重視への転換 バイオマス活用  
農産物輸出促進

《計画の内容》  
食料自給率の目標

	H15	H27目標
加戸への総合食料自給率	40%	45%
生産額への総合食料自給率	70%	76%

生産努力目標  
主要品目17品目の平成27年の目標を明記

**H13.9月 BSEの発生**

**食と農の再生プラン (平成14年4月)**

消費者に軸足を移した農政推進